サービス種類	認知症対応型通所介護
届出の種類	添付書類
①職員の欠員による減	※減算が解消される場合のみ添付
算の状況	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
	・資格証の写し
②高齢者虐待防止措置	【添付書類不要】
実施の有無	
3 業務継続計画策定の	【添付書類不要】
有無	
④感染症又は災害の発	・利用延人員数計算シート(通所介護・地域密着型通所介護・(介
生を理由とする利用	護予防)認知症対応型通所介護)(参考様式30-1)
者数の減少が一定以	※利用者減の月の実績を算出した計算シートと前年度の平均延
上生じている場合の	べ利用者数等を算出した計算シートの両方が必要です。
対応	・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬によ
	る評価 届出様式(参考様式30)
	※基本報酬への3%加算は基本的に3か月間算定可能です。
	※要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要です。
□⑤時間延長サービス体	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
制加算	※加算算定開始月のもの。
	※時間延長の際の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記
	載してください。
	・提出後、別途運営規程の変更が必要になります。
	(延長サービスを行う時間等を記載)
⑥入浴介助加算	・事業所の浴室の平面図(別紙6)
(I) (I)	・事業所の浴室の写真
	・入浴介助に関する研修等に関する研修計画表
	(様式は任意のものを使用)
	※入浴介助加算(I)と(Ⅱ)は併算定不可。
│ ⑦生活機能向上連携加 │	【添付書類不要】
算 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	※生活機能向上連携加算(I)と(II)の併算定不可。
(I) (II)	※個別機能訓練加算を算定している場合、生活機能向上連携加算     · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(Ⅰ)は算定不可。
⑧個別機能訓練加算 	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
	※加算算定開始月のもの。
	・機能訓練指導員の資格証の写し
	※個別機能訓練加算(II)を算定する場合には、個別機能訓練加
	算(I)の取組に加えて、「科学的介護情報システム(LIFE)」
	の登録が必要です。
	【添付書類不要】

中山) の左無	WARL 维杜笠加笠(I)(II) 尤笠中土 7. 相人には「利労的人
申出)の有無 ┃	※ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定する場合には「科学的介
	護情報システム(LIFE)」の登録が必要。
│ ⑩若年性認知症利用者 │	【添付書類不要】
受入加算	
⑪栄養アセスメント・	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2
栄養改善体制	※加算算定開始月のもの。
	・管理栄養士の資格証の写し
	※外部(他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーショ
	ン)との連携により管理栄養士を確保する場合
	・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取り
	交わした契約書等の写し
	※栄養アセスメント加算は、口腔・栄養スクリーニング加算(
	I)及び栄養改善加算との併算定は不可。
	※栄養アセスメント加算を算定する場合には、「科学的介護情
	報システム(LIFE)」の登録が必要。
⑫口腔機能向上加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
	※加算算定開始月のもの。
	・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し
	※口腔機能向上加算(Ⅱ)を算定する場合には、口腔機能向上加
	算(I)の取組に加えて、「科学的介護情報システム(LIFE)」
	の登録が必要です。
13科学的介護推進体制	【添付書類不要】
加算	※「科学的介護情報システム(LIFE)」の登録が必要です。
14サービス提供体制強	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-3)
化加算	・人材要件に係る算出表(参考様式24)
(I)(I)(II)	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
	※届出日前一月のもの。
	※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。
	※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士の
	氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。
	※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載
	し、勤続年数10年以上又は7年以上の者の氏名に朱書きで
	アンダーラインを引いてください。
	・介護福祉士の資格証の写し
	・実務経験証明書(参考様式29)
	※勤続年数要件において算定する場合に必要。

サービス種類 <b>介護予防認知症対応型通所介護</b>
------------------------------

届出の種類	
①啦号の <b>な</b> 号に	ツは笠が知されて担人のもはは
①職員の欠員による減	※減算が解消される場合のみ添付
算の状況 	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙1-2)
	・資格証の写し 
②高齢者虐待防止措置	【添付書類不要】
実施の有無	
③業務継続計画策定の	【添付書類不要】
有無	
④感染症又は災害の発	・利用延人員数計算シート(通所介護・地域密着型通所介護・(介
生を理由とする利用	護予防)認知症対応型通所介護)(参考様式30-1)
者数の減少が一定以	※利用者減の月の実績を算出した計算シートと前年度の平均
上生じている場合の	延べ利用者数等を算出した計算シートの両方が必要です。
対応	・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬に
	よる評価 届出様式(参考様式30)
	※基本報酬への3%加算は基本的に3か月間算定可能です。
	※要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要です。
□⑤時間延長サービス体	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
制	※加算算定開始月のもの。
	※時間延長の際の勤務体制がわかるように記載。
	・提出後、別途運営規程の変更が必要になります。
	(延長サービスを行う時間等を記載)
⑥入浴介助加算	・事業所の浴室の平面図(別紙6)
(I) (I)	・事業所の浴室の写真
	・入浴介助に関する研修等に関する研修計画表
	(様式は任意のものを使用)
	※入浴介助加算(I)と(II)は併算定不可。
⑦生活機能向上連携	•【添付書類不要】
加算	※生活機能向上連携加算 (I) と (II) の併算定不可。
(I) (I)	※個別機能訓練加算を算定している場合、生活機能向上連携加算
	(I)は算定不可。
8個別機能訓練加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙1-2)
	※加算算定開始月のもの。
	・機能訓練指導員の資格証の写し
	※個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定する場合には、個別機能訓練加
	算(I)の取組に加えて、「科学的介護情報システム(LIFE)」の
	登録が必要。
⑨若年性認知症利用者	【添付書類不要】
受入加算	

⑩栄養アセスメント・	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
栄養改善体制	※加算算定開始月のもの。
	・管理栄養士の資格証の写し
	※外部(他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーシ
	ョン)との連携により管理栄養士を確保する場合
	・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取
	り交わした契約書等の写し
	※栄養アセスメント加算については、口腔・栄養スクリーニ
	ング加算(I)及び栄養改善加算との併算定は不可。
⑪口腔機能向上加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
	※加算算定開始月のもの。
	・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し
⑫科学的介護推進体制	【添付書類不要】
加算	※「科学的介護情報システム (LIFE)」の登録が必要です
	o
③サービス提供体制強	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-3)
化加算	・人材要件に係る算出表(参考様式24)
化加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	・人材要件に係る算出表(参考様式24) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2) ※届出日前一月のもの。
	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2) ※届出日前一月のもの。 ※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。
	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2) ※届出日前一月のもの。 ※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。 ※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士
	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2) ※届出日前一月のもの。 ※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。 ※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士 の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 ※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記 載し、勤続年数10年以上又は7年以上の者の氏名に朱書
	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2) ※届出日前一月のもの。 ※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。 ※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士 の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 ※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記 載し、勤続年数10年以上又は7年以上の者の氏名に朱書 きでアンダーラインを引いてください。
	<ul> <li>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)</li> <li>※届出日前一月のもの。</li> <li>※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。</li> <li>※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。</li> <li>※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数10年以上又は7年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。</li> <li>・介護福祉士の資格証の写し</li> </ul>
	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2) ※届出日前一月のもの。 ※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。 ※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士 の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 ※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記 載し、勤続年数10年以上又は7年以上の者の氏名に朱書 きでアンダーラインを引いてください。